

平成25年（ワ）第38号等「生業を返せ、地域を返せ！」福島原発事故原状回復等請求事件等

原告 中島 孝 外

被告 国、東京電力株式会社

## 意見陳述書

2017（平成29）年3月21日

福島地方裁判所第1民事部 御中

氏名：服部 浩幸 印

（原告番号T-1011）

### 1 生まれ育ち、原発事故前の暮らし

私は現在の福島県二本松市、合併前の旧東和町に生まれ育ちました。私の家は代々、養蚕業が盛んな時代から、まゆを買い付けに来る商人などを相手にした旅館と、併設して商店を営んでおり、父の代からスーパーマーケットを営業するようになりました。私は、東京の大学を出て、首都圏や郡山市での会社勤めを経て、30歳のときに東和に戻り、家業を継ぎました。原発事故当時、私の祖父、両親、妻、当時中学1年生の娘、当時小学4年生と幼稚園児の息子2人と一緒に暮らしており、両親はすでにリタイアしていたため、店は、妻と私を中心に、数名の従業員を雇って営業していました。

私の店以外には、周囲半径約5キロ圏内で食料品を販売する店がなく、「地域の

食料供給地点」としての存在であることから、小さい頃からかわいがってくれている近所のおじいちゃん、おばあちゃん、子どもの頃一緒に遊んだ同級生やその子どもたちが、常連客として足しげく通ってくださっています。

東和は、里山に囲まれた自然豊かな山間地にあり、原発事故前は、常連のお客さんから、周りの山々で採った山の幸、春には山菜やたけのこが、秋にはきのこ類が食べきれないほど自宅に届けられました。

都会から戻った私には、自然と人情にあふれた「里山の暮らし」がとてもありがたく感じられ、ふるさとでの充実した日々を過ごしていました。

## 2 原発事故直後の混乱

原発事故が起きた直後から、避難指示が出された浪江町民の方々が、着の身着のまま東和になだれこむように避難をしてきました。二本松市と浪江町は隣接していることから、私の店から程近い二本松市の東和支所には、浪江町の仮役場が設置されました。私の店にも、温かい食べ物を求めてやってくる避難者の方や、ガソリン不足のため、車で遠くまで行けない地域住民が殺到しました。私と妻は、従業員の出勤が確保できず、ガソリンや食料品の供給が途絶える中、「何としても地元のみなさん、避難者のみなさんに、食料を供給し続けなければ」との思いで、市場との1日1往復のトラックに売れるものを必死でかき集め、朝から晩まで一心不乱に商売を続けました。このような混乱状態は、5月中旬まで続きました。

混乱した日々の中、夫婦で、子どもたちだけでも避難させ、首都圏の親戚に預かってもらおうかと、話し合ったこともありました。しかし、東北新幹線も止まっており、遠出できるほどのガソリンも、また時間もありませんでした。

何よりも、毎日ヘトヘトになって帰宅して、子どもたちの顔を見るのがせめてもの心の支えでした。私も妻も、子どもたちと離れたくなかったというのが、当時の正直な気持ちです。

## 3 周囲の子育て世代の反応

原発事故後の混乱が落ち着きを見せ始めた2012年の冬、当時、東和小学校

のPTA会長だった私のもとに、原告・佐久間康恵をはじめとする近所の保護者たちがおしかけてきました。「二本松市が給食に使用する米を、県内産のものに変更すると発表したことを知り、市に抗議したものの、『全袋検査を行うので、安全です』の一点張りで取り付く島もない。PTAでアンケートを実施して、反対意見をぶつけてほしい」という相談でした。結局、学校と保護者の話し合いの結果、不安な家庭はご飯を持参させてもよい、ということで決着しましたが、ご飯を持参させる家庭は、私の想像以上に多いものでした。

同じ環境のもとで育ってきた、同じ世代の、子どもの頃から顔なじみの人たちが、これだけたくさん、子どもへの健康影響を心配しているんだと、気づかされた出来事でした。

#### 4 東和にとどまったことでの苦悩

もちろん私も、避難せず、東和にとどまることを選択した一人です。東和でも、原発事故の影響で避難した家庭、特に母子避難した家庭が多くあります。山を一つ挟んで隣接した、川俣町山木屋地区や浪江町には避難指示が出されており、東和も高濃度の汚染が心配されていました。原発事故直後から、避難という選択肢はずっと頭の片隅にありました。

しかし、「地域の食料供給地点」である私の店がなくなれば、車を運転できない住民は、買い物をする場所すらなくなってしまいます。また、原発事故後に亡くなった祖父は、旧東和町で長年町長を務め、「地域を維持するのは人と人とのつながりだ」と常々言うておりました。店のお客さんのことや、祖父らの思いを考えれば、代々暮らしてきたふるさとを離れるという選択は、どうしてもできませんでした。

ところが昨年、甲状腺検査で、私の子どもにA2判定、つまり、小さい嚢胞（のうほう）や結節があるという結果が出ました。現在は経過観察の状態ですが、その日以来「もしかしたら将来、これが甲状腺がんに変わるのではないか」という、不安な気持ちが止んだことは、一日たりともありません。

原発事故直後、子どもたちだけでも避難させるべきだったのではないかと、手元に置きたい、離れたくないという親のエゴで、子どもたちを危険にさらしてしまったのではないかと、今は自責の念に駆られています。ましてや将来、愛する我が子の身に万が一のことがあれば、親としての無知・無責任を悔やんでも悔やみきれません。毎日、自問自答の日々を送っています。

しかしこれは、私たちのせいでしょうか。事故当時、私は行政を信じていました。避難が必要となる本当に危険な状態ならば、防災無線などで避難勧告が出るはずだ、そう信じて疑いませんでした。そんな罪のない住民を、国や東京電力が、だまし続けていたのではないのでしょうか。

## 5 結審を迎えて

2013年5月、私は、二本松市が派遣したウクライナ視察団に参加しました。二本松市と同程度に汚染されたと思われる田舎町を訪問した際、ホールボディカウンターでの立ち合い検査で、数千ベクレルの内部被ばくをしている人を何人も目の当たりにしました。偏狭の田舎町に暮らす人には補償さえ行き渡らず、低所得者層は、線量が高くても、森のきのこや、木の実を食べざるを得ないことが原因です。チェルノブイリ原発事故から27年が経過したウクライナの実情を見て、救済策さえ万全でない日本では、より一層多くの被害者が、将来切り捨てられてしまうのではないかと、ぞっとしました。

「このままでは福島が『生き埋め』にされてしまう。」

そんな危機感から、私は声を挙げることを決意し、この裁判の原告になりました。現在は、原告団事務局長という要職を預かっています。事務局長という立場を通じて、多くの原告に接し、自分では想像すらできなかった被害者の様々な苦悩を知ることができました。

目の前に突きつけられた「帰還困難」という現実を、受け入れられない避難指示区域の住民。二重生活のために、我が子の成長の時間さえ共有できなかった区域外避難者の家族。除染すらされない土壌の上で、将来の健康に不安を抱えなが

らも、必死で努力を重ねる農家。そして、周りの人に気遣い、「不安だ」と、心の叫びを上げることさえためらう、多くの福島の住民。

かつて、放射能や原発に対して鈍感であった私も、今はあらゆる境遇の被害者の心の痛みを、我がこととして感じるできるようになりました。

時にはそれら多くの人々と悲しみを分かち合い、時には励まされながら、なんとかここまで裁判を続けてきました。それは、原発事故後に得た人生の大きな宝ではありますが、しかし、本来はなくてもよかったものです。そんなものが得られなくても、平凡に、誠実に商売を続け、地域の人たちと自然の恵みに囲まれながら、年老いていきたかった。泥にまみれて遊ぶ、子どもや孫たちの成長を見守りながら、一緒に一喜一憂して暮らしていたかった。私たちは皆、そんなささやかな幸せを夢見る権利さえ、奪われてしまったのです。

それでも私たちはここで生き続けます。私たちには、己の判断に従って悔いの無い人生を送る権利があり、また、子や孫にしっかりと世代を引き継ぐ責任があります。原発事故による全ての被害者が、希望を持って生きることのできる社会が実現するまで、そして原発、いや「核」というものに誰も怯えずに生きることができるようになるまで、私たちは訴え続けます。

裁判官の皆様をお願いすることは、我々人類が犯した過ちを素直に認め、被害者が新たなる希望へと、歩みを進めることができるよう、後押しをしてもらいたい、ただそれだけです。勇気と正義に則った判決が下されることを、切に、切に願って、陳述を終わります。

以上